
プロジェクト 四半期報告書制度の見直しへの対応

項目 「(仮称) 中間会計基準等」の開発にあたり個別に検討が必要な論点の整理

I. 本資料の目的

1. 本資料は、「(仮称) 中間会計基準等」の開発にあたり個別に検討が必要な論点を整理し、ご意見を伺うことを目的としている。

II. これまでの経緯

2. 2023 年 10 月 5 日に開催された第 511 回企業会計基準委員会では、改正法案における四半期報告書制度の見直しへの対応として、原則として企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」(以下「四半期会計基準」という。)及び企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」(以下「四半期適用指針」という。また、以下合わせて「四半期会計基準等」という。)における第 2 四半期の会計処理及び開示の取扱いを踏襲し、四半期会計期間等の用語を中間会計期間等に置き換えることを提案した。
3. この提案に対して、単純な用語の置き換えが難しい個別の論点について別途検討することを前提に同意するとのご意見をいただいている。
4. 2007 年の四半期会計基準等の開発時の検討では、上場会社等においては、半期報告制度が廃止されて四半期報告制度へ統一され、中間財務諸表が第 2 四半期の四半期財務諸表に置き換わり、第 1 四半期、第 2 四半期、第 3 四半期という形で四半期財務諸表により開示が行われること、四半期会計期間終了後、遅くとも 45 日以内での開示が求められるという、適時性に係る強い制約があること等が前提として議論が行われ(四半期会計基準第 32 項)、四半期特有の会計処理や四半期の簡便的な取扱い等が定められている。
5. このため、以下では半期報告制度から四半期報告制度の移行に伴い設けられた前項の取扱い等のうち、「(仮称) 中間会計基準等」の開発にあたり個別に検討が必要な論点の整理を行う。

III. 個別に検討が必要と考えられる項目

(四半期特有の会計処理及び四半期の簡便的な会計処理等)

6. 四半期会計基準等では、「原則として年度の連結財務諸表の作成にあたって採用する会計方針に準拠しなければならない」¹とされている。ただし、「年度決算や中間決算よりも短い会計期間」²であること及び、「年度の財務諸表や中間財務諸表よりも開示の迅速性が求められている」³ことから、中間連結財務諸表作成基準注解及び中間財務諸表作成基準注解（以下合わせて「中間作成基準等注解」という。）において掲げられている簡便的な会計処理に加えて、より多くの四半期特有の会計処理や簡便的な会計処理が認められている。
7. ここで、四半期の簡便的な会計処理については、四半期連結財務諸表の開示対象期間に係る企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する財務諸表利用者の判断を誤らせないことを条件として認められている（四半期会計基準第9項及び第20項）。
8. 四半期特有の会計処理や簡便的な会計処理に加えて、四半期会計基準では、四半期連結財務諸表の作成においても、中間連結財務諸表での取扱いと同様、子会社を含む企業集団の経済実態を適切に反映させるため、子会社を取得又は売却した場合等のみなし取得日又はみなし売却日に、四半期会計期間の末日等が含まれることが定められている（四半期会計基準第16項、第52項）。また、四半期適用指針においても、有価証券の減損処理に係る四半期切放し法と四半期洗替え法（四半期適用指針第4項）や棚卸資産の簿価切下げに係る洗替え法と切放し法（四半期適用指針第7項）などが認められている。
9. 本資料の第6項から前項に該当する項目及び四半期適用指針で認められたその他の会計処理と中間作成基準等注解の関係は、別紙のとおりである。

(取扱いが定められた背景)

10. 前項の取扱いは、それぞれの取扱いの結論の背景を踏まえると、以下のように整理される。

(1) 中間や年度に比べて適時性に係る強い制約があることを踏まえて認められた処理

¹ 四半期会計基準第9項参照。

² 四半期会計基準第49項参照。

³ 四半期会計基準第47項参照。

(2) 四半期会計期間が中間会計期間より短い期間であることを理由に認められた会計処理

(3) 四半期決算が行われることを前提とした会計処理

11. このうち、前項(1)については、「(仮称) 中間会計基準等」適用後も遅くとも45日以内での開示が求められており、引き続き年度や従来の中間に比べ適時性に係る強い制約があるため、四半期会計基準等の考え方を踏襲することが考えられる。これに対して、前項(2)については、中間会計期間より短い期間の報告期間であるために特例として定められた取扱いを中間会計期間(6か月)について定める「(仮称) 中間会計基準等」で引き続き認めてよいか、また、前項(3)については、改正法案において四半期決算が廃止されるため、四半期決算が行われることを前提とした会計処理を「(仮称) 中間会計基準等」で認めてよいかについて、個別の検討が必要になると考えられる。

(個別に検討が必要となる論点)

12. 別紙の取扱いの結論の背景を個々に分析した結果、本資料の第10項(2)、(3)に該当する論点は以下のとおりであるため、これらの論点について個別に検討することによってどうか。

(1) 四半期会計期間が中間会計期間より短い期間であることを理由に認められた会計処理(本資料の第10項(2))

① 四半期特有の会計処理(原価差異の繰延処理(四半期会計基準第12項))

(2) 四半期決算が行われることを前提とした会計処理(本資料の第10項(3))

① みなし取得日(四半期会計基準第16項)

② 四半期適用指針で認められた簡便的な会計処理⁴

➤ 一般債権の貸倒見積高の算定における簡便的な会計処理(四半期適用指針第3項)

➤ 未実現損益の消去における簡便的な会計処理⁵(四半期適用指針第30項)

⁴ 本資料の第10項(1)を背景とする取扱いも含まれている。

⁵ 四半期適用指針第30項では、中間連結財務諸表作成基準注解の簡便的な会計処理に加え、「中間財務諸表よりも適時性に係るより強い制約があることから、前年度又は直前の四半期会計期間から取引状況に大きな変化がないと認められる場合には、前年度又は直前の四半期会計期間で使用した損益率や合理的な予算制度に基づいて算定された損益率を使用することができ

- ③ 四半期適用指針で認められたその他の会計処理
- 有価証券の減損処理に係る四半期切放し法と四半期洗替え法（四半期適用指針第4項）
 - 棚卸資産の簿価切下げに係る洗替え法と切放し法（四半期適用指針第7項）

ディスカッション・ポイント

本資料の第6項から第12項に記載した事務局の分析及び提案について、ご意見をお伺いしたい。

以 上

別紙

1. 四半期特有の会計処理及び四半期の簡便的な会計処理等と中間作成基準等注解の関係は、以下のとおりである。

四半期会計基準等	中間作成基準等注解
四半期特有の会計処理	
● 原価差異の繰延処理（四半期会計基準第12項）	● 中間財務諸表作成基準の改訂時に認められなくなった（該当なし）
● 税金費用（四半期会計基準第14項）	● 税金費用（中間財務諸表作成基準第二.二）
みなし取得日（四半期会計基準第16項）	● 該当なし
四半期適用指針で認められた簡便的な会計処理	
● 一般債権の貸倒見積高の算定における簡便的な会計処理（四半期適用指針第3項）	● 該当なし
● 実地棚卸の省略（四半期適用指針第6項）	● 実地棚卸の省略（中間財務諸表作成基準注解（注2）イ）
● 棚卸資産の簿価切下げにあたっての簡便的な会計処理（四半期適用指針第8項）	● 該当なし
● 原価差異の配賦方法における簡便的な会計処理（四半期適用指針第9項）	● 該当なし
● 経過勘定項目（四半期適用指針第11項）	● 該当なし
● 減価償却費の算定における簡便的な会計処理：合理的な予算制度の利用（四半期適用指針第12項）	● 該当なし
● 減価償却費の算定における簡便的な会計処理：定率法を採用している場合（四半期適用指針第13項）	● 減価償却費の算定における簡便的な会計処理：定率法を採用している場合（中間財務諸表作成基準注解（注2）ロ）
● 年度決算と同様の方法による税金費用の計算における簡便的な取扱い	● 該当なし

(四半期適用指針第 15 項)	
● 繰延税金資産の回収可能性の判断における簡便的な取扱い（四半期適用指針第 16 項、第 17 項）	● 該当なし
● 重要性が乏しい連結会社における簡便的な会計処理（四半期適用指針第 20 項）	● 該当なし
● 連結会社相互間の債権債務及び取引の相殺消去における簡便的な会計処理 ⁶ （四半期適用指針第 28 項及び第 29 項）	● 連結会社相互間の債権債務の相殺消去における簡便的な会計処理（中間連結財務諸表作成基準注解（注 2）イ）
● 未実現損益の消去における簡便的な会計処理（四半期適用指針第 30 項）	● 未実現損益の消去における簡便的な会計処理（中間連結財務諸表作成基準注解（注 2）ロ）
四半期適用指針で認められたその他の会計処理	
● 有価証券の減損処理に係る四半期切放し法と四半期洗替え法（四半期適用指針第 4 項）	● 該当なし
● 棚卸資産の簿価切下げに係る洗替え法と切放し法（四半期適用指針第 7 項）	● 該当なし
● 減損の兆候（四半期適用指針第 14 項）	● 該当なし
● 退職給付費用の期間按分 ⁷ （四半期適用指針第 24 項から第 26 項）	● 退職給付費用の期間按分（中間財務諸表作成基準注解（注 2）ハ）

以 上

⁶ 中間連結財務諸表作成基準注解（注 2）イでは、連結会社相互間の債権債務の相殺消去のみ認められており、取引の相殺消去における簡便的な会計処理は、四半期会計基準等で新たに認められた簡便的な会計処理である。

⁷ 中間財務諸表作成基準注解では、退職給付費用の期間按分ができる規定とされているのに対し、四半期適用指針第 24 項から第 26 項では、退職給付費用を期間按分で計上することとされている。